

# 仮想通貨実務対応報告案、公表—ASBJ

去る12月5日、企業会計基準委員会は第374回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

## 仮想通貨の会計上の取扱い

これまでの議論を踏まえ、実務対応報告公開草案「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」の文案が示され、公表が承認された(12月6日に公表)。

## マイナス金利下での退職給付会計における割引率

これまでの議論を踏まえ、実務対応報告公開草案「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」の文案が示され、公表が承認された(12月7日に公表)。

なお、1名の委員が反対しており、「原則として『マイナスの利回り』をそのまま利用する方法」に限定すべきであり、『利回りの下限としてゼロを利用する方法』を無制限かつ無期限に許容すべきではない」という意見が示されている。

## 公正価値測定

第122回金融商品専門委員会での議論(2017年12月10日号(No.1498)情報フラッ

こととされている。委員からは、まず①を行うという進め方でよいという意見が聞かれた。

## 適用後レビュー

シユ参照)を踏まえ、金融商品の公正価値測定に関するガイドンズおよび開示について、検討が行われた。なお、金融商品以外の公正価値測定に関しては、今後、親委員会での審議が予定されている。

## (1) 概要

主な論点としては、IFRS 13号「公正価値測定」と整合性を図るか否か。ASBJからは、2010年に公正価値測定に関する公開草案が公表されているが、IFRS 13号の公開草案段階のものと整合性を図ったものであったことなどから、今後の検討は、基本的に同公開草案を引き継がずに行うという考え方が示されている。

## (2) IFRS 9号との関係

金融商品についてIFRS 13号との整合性を図る取組み(①)は、IFRS 9号「金融商品」との整合性を図る取組みにおいて公正価値測定の範囲を検討すること(②)と並行して行うほうがよいという意見もあり得る。しかし、②は、相当の年数がかかることが予想される。そのため、②とは別に①を先に行う場合の企業の負荷について検討を行う

ASBJの適用後レビューについては、2017年1月に意見募集文書が公表され、コメントへの対応の取りまとめが6月22日に公表された。そのなかで、開示に関する適用後レビューを実施することとされていた。これを受け、事務局が作成した「開示に関する適用後レビューの実施計画」が示された(この文書は、適正手続監督委員会に提出される予定)。

適用後レビューの実施計画としては、財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人に対して意見聴取を行った後、次のような実施結果を報告書に取りまとめることとされている。

- ① 開示に関する定めに基づき作成された財務諸表が、企業会計基準等の公表時に想定していた有用な情報を提供しているか否か、予想外のコストが発生していないかについて評価を行う。
- ② 分析結果を踏まえ、短期的な基準開発により対応すべき事項の有無および将来的な課題の有無を識別する。

## 今月の税務

日付	項目	備考・コメント
1月10日(水)まで 本年最初の給与支給日の前日まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(平成29年12月分) ② 給与所得者の扶養控除等申告書の提出	① 源泉所得税には復興特別所得税を含む。
1月31日(水)まで	③ 源泉徴収票、支払調書の交付・提出 ④ 給与支払報告書の提出(給与受給者の住所地の市町村長) ⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成29年11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成29年10月期) 2カ月延長(平成29年9月期) ⑦ 消費税確定申告(1カ月ごと)(11月期) ⑧ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2、5、8、11月期) ⑨ 法人の中間申告(半期・5月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(11月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2、5、8月期) ⑪ 固定資産の償却資産に関する申告	⑤~⑪ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。  ⑦、⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
(付記) 申告書等には「マイナンバー(個人番号)」の記載が必要とされている。		

## 企業情報の開示・提供のあり方、検討開始

金融審議会ディスクロージャーWG

去る12月11日、金融審議会は第1回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長・神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授（以下、「WG」という）を開催した。

WGは、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時にわかりやすく提供することなどを目的とし、「企業情報の開示・提供のあり方に関する検討」を行うために設置されたもの。

今回は、企業情報の開示・提供のあり方に関する現状と課題について、事務局より説明がなされた後、意見交換が行われた。

企業開示をめぐる課題例と指摘

- (1) 「財務情報」および「記述情報（非財務情報）の充実  
財務情報および財務情報をより適切に理解するための企業の中長期的なビジョン・見通し・業績に関する評価などを説明する記述情報（たとえば、経営戦略、MD&A、リスク情報、雇用関係の情報など）を充実させるべきである。
- (2) 建設的な対話の促進に向けたバナナス情報の提供  
企業と投資家等との対話の観

点から、提供されることが望ましいバナナス情報（たとえば、政策保有株式や役員報酬の決定方針など）を充実させ、また提供方法も改善すべきである。

(3) 提供情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み  
投資判断や建設的な対話に必要な情報の適時の提供と、その信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の提供（たとえば、有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実など）を一層図るべきである。

(4) その他の課題  
情報通信技術の進展等を踏まえ、投資家ニーズにあったわかりやすい情報提供（たとえば、スマートフォン等に対応したものの、EDINETを活用したものを、英文によるものなど）を図るべきである。

\*

これらに対して委員からは、「議論のゴールを明確にして検討を進めるべき」、「すべての項目に関して、企業価値向上の取組みとどう結びついているかを考え、情報提供の必要性を検討すべき」などの意見が聞かれた。

2017年7月にASBJから収益認識会計基準案が公表された。東京五輪の翌年である2021年4月以後開始年度から上場会社等、会計監査の対象企業に適用される予定だ。

基準案は、国際会計基準、米国会計基準と整合的で（重要性のない範囲で一部代替的な取扱あり）、業績のトップラインである収益（売上高）は、国際的なルールと一致する。

基準案によれば、「①顧客との契約の識別」、「②履行義務の識別」、「③取引価格の算定」、「④履行義務への取引価格の配分」、「⑤履行義務の充足に応じた収益の認識」の5つのステップで収益を認識することになる。他方、現行の実現主義では、「A・財貨の移転／役務の提供の完了」と「B・対価の成立」の2要件を満たしたときに収益を認識する。

それでは、この2つのルールに本質的な違いがあるのであるうか。私は考え方に本質的な違いはなく、むしろ基準案は実現主義の考えをより詳細に規定したものと考えている。

基準案⑤は、契約上の約束を果たしたときに（果たすにつれて）収益を認識する、というものだ。⑤を検討するには、①と②において、会社は顧客とどのような約束をしたのかをしっかりと

り分析する必要がある。実現主義でも、契約内容の分析なくして財貨の移転／役務提供の「完了」の判断はできないはずだ。たとえば、複合取引（約束の内容は、製品の販売と保守修理サービス）、返金不要な顧客からの支払（会員制クラブの入会時一時金・約束の内容は退会申出までの期間にわたり一定のサービスを提供すること）は、約束を果たしたときが「完了」であるとして、実現主義を

高いのであれば、そもそも「B：対価の成立」を満たしているとはいえなかったのではないかと。特に、基準案①と②に留意が必要だ。口頭、取引慣行も契約として扱われる。また、これまでの契約単位での会計処理が、基準案では、経済実態を踏まえ、複数の契約を1つの単位にまとめたり、1つの契約を複数の単位に分けるべき場合がでてくる。企業の契約上の役割（本人／代理人の区分）の分析も必要だ。これらの課題に対応するには経理部門のみでなく、子会社を含む現場（営業）レベルでの理解と協力が必要になり、契約形態の見直しが課題となることもある。さらに、契約上の請求管理と会計上の債権管理や返品データの集計などシステム対応も必要になることがある。これらはすべて内部統制制度との関係においても重要である。

新基準への対応に残された期間は3年。比較情報（適用前年度の財務諸表）は新基準に基づく数値での開示が原則だ。また適用前年度中に作成する翌年度の予算・中期計画や、決算短信の業績予想は新基準をベースとした数値になるであろう。これらも踏まえ、残された期間を有効活用する必要がある。

（公認会計士 布施伸章）



# 公開草案のコメント対応案の議論、開始

—ASBJ、収益認識専門委

去る12月4日、企業会計基準委員会第87回収益認識専門委員会を開催した。

今回は、公開草案に寄せられたコメントに対して事務局が作成した対応案について、具体的に審議された。

なお、代替的な取扱いの追加・設例の追加・修正、表現の見直し等は、別途検討を行う。

主な議論の内容は次のとおり。

## 収益の認識基準

工事契約等に関連する項目について「合理的な見積り」と「信頼性のある見積り」との関係を明確化するべきとのコメントに対し、対応案では、「企業が適切な見積りを行う必要があることについては同様と考えるが、それらを達成するための企業の管理体制の適切性は、適用上または監査上の論点であり、会計基準では明示しない」とした。

専門委員からは、「基本賛成。両者の見積りを一緒にすることはない」との意見が出された。

## 特定の状況または取引における取扱い

「仕入リベートに変動対価の規定を適用するか示すべき」とのコメントに対し、対応案では

「収益認識会計基準の範囲に含まれない」とした。

専門委員からは、「含まれないことを明記すれば親切ではないか」との意見が出され、事務局からは、「唐突ではないかと思うが、考える」との回答があった。

また、「本人取引の収益は『総額』で、代理人取引の場合は『純額』で認識することには同意だが、売上高が収益に置き換わると、わが国の実務になじみの薄い収益の表示方法が明確に示されない場合には、実務上の判断にばらつきが生じて比較可能性が損なわれる懸念がある。したがって、収益の表示方法の具体的なガイダンスが必要である。

また、基準化に伴い売上高の表示を廃止し、収益の表示に置き換える必要があるか明確にしてほしい」とのコメントに対し、事務局はこの問題は深い問題であり、方針が定まっていないとして、対応保留とした。

## 代替的な取扱い

「期間がごく短い工事契約等について、金額の重要性が乏しいといえない状況でも認められるのか明確化するべき」とのコメントに対し、対応案では、「特に

金額の重要性を要件としていない」とした。

専門委員からは、「現行の取扱いを踏まえた旨などを入れてもいいのではないか」との意見が出され、事務局は、書き込む方向との回答を示した。

## 開示

「代替的な取扱いを適用した旨の注記を求めべき」というコメントに対し、「特段注記を求めない」とする対応案を示した。

専門委員からは、「注記は、IFRS適用会社と収益認識会計基準適用会社とを比較するのに有用なものではないか」との意見に、事務局からは、「金額がわからないとあまり意味がないのではないかと回答があった。別の専門委員からは「作成者として事務局の意見に賛成であり、注記をしただけには金額を出すよう求められる懸念がある」との意見が出された。

## その他

「IFRS15号と公開草案の比較表・対比表を公表してほしい」というコメントに対して、対応案は、「公開草案は、IFRS15号そのものを取り入れたものではないので、誤解を招くおそれがある」とした。

専門委員からは「エデュケーショナル文書でもいいから作ってほしい」という意見が出されたが、事務局からは正式なものを作るのは難しい旨が示された。

## 法人企業景気予測調査

(内閣府・財務省) 平成29年10～12月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、平成29年10～12月期調査結果の概要です。

対象企業数 15,848社  
回答企業数 12,948社  
回収率 81.7%

景況	●貴社の景況	平成29年10～12月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。
	●国内の景況	平成29年10～12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「上昇」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業は「上昇」超で推移する見通し、中小企業は平成30年1～3月期に「下降」超に転じる見通しとなっています。
雇用	平成29年12月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。	
売上高	平成29年度は、2.5%の増収見込みとなっています(下期1.5%の増収見込み)。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。	
経常利益	平成29年度は、4.8%の増益見込みとなっています(下期4.9%の減益見込み)。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増益見込みとなっています。	
設備投資	平成29年度は、3.4%の増加見込みとなっています(下期1.6%の増加見込み)。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。	

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位: %ポイント)			
		29年7～9月 前回調査	29年10～12月 現状判断	30年1～3月 見通し	30年4～6月 見通し
大企業	全産業	5.1	6.2	5.2	0.5
	製造業	9.4	9.7	5.9	▲2.4
	非製造業	2.9	4.5	4.9	2.0
中堅企業	全産業	5.1	5.3	4.1	1.7
	製造業	7.3	13.1	1.7	6.1
	非製造業	4.4	3.0	4.9	0.4
中小企業	全産業	▲6.5	▲2.3	▲5.3	▲4.1
	製造業	▲6.8	2.0	▲4.6	▲3.2
	非製造業	▲6.4	▲3.2	▲5.4	▲4.2
国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)		(単位: %ポイント)			
		29年7～9月 前回調査	29年10～12月 現状判断	30年1～3月 見通し	30年4～6月 見通し
大企業	全産業	6.9	13.6	6.7	3.2
	製造業	9.1	13.1	5.7	1.5
	非製造業	5.8	13.9	7.2	4.0
中堅企業	全産業	4.3	14.5	6.8	3.5
	製造業	7.0	18.0	4.2	4.2
	非製造業	3.5	13.4	7.6	3.4
中小企業	全産業	▲8.2	0.0	▲4.9	▲4.5
	製造業	▲8.5	4.1	▲0.0	▲4.0
	非製造業	▲8.1	▲0.8	▲5.9	▲4.6



# 税効果会計基準一部改正案等 に関する開示、追加検討

—ASBJ、税効果会計専門委

去る12月13日、企業会計基準委員会では第57回税効果会計専門委員会を開催した。今回は前回に引き続き、税効果会計基準一部改正案等へ寄せられたコメント対応が検討された。

主な審議事項は次のとおり。

## 評価性引当額の注記の対象範囲

前回までに事務局は、評価性引当額を定義し、注記の対象範囲を明確化する方向性を示しており、専門委員からは賛成する声が多く聞かれていた。しかし、税効果会計基準一部改正案の結論の背景の記載における注記の対象範囲は、個別具体的に示すのではなく、注記に含めるべき項目の判断基準を示すことがよいのではないかと、この意見が聞かれていた。

そこで事務局は、結論の背景に次のような判断基準を示した。

将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金等に係る繰延税金資産について、回収可能性適用指針に従い繰延税金資産の回収可能性を判断した結果、将来

の税金負担額を軽減する範囲を超える額として繰延税金資産から控除された額を、本会計基準4項における繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)として注記する。

## 開示に関する追加検討

前回の専門委員会の後に実施したアウトリーチで聞かれた意見等は次の4点である。

- (1) IFRSで要求されている事項を超えるべきでない  
税効果会計基準一部改正案で開示が求められる「税務上の繰越欠損金に関する繰越期限別の数値情報」について、IFRSにおける開示の定めを超えている可能性があり、国際的な会計基準の定めを超えてまで注記事項を定めるべきではない。
- (2) 個別財務諸表における注記事項を追加すべきでない  
単体開示の簡素化により、多くの注記事項について個別財務諸表における開示を行わないことが可能となっている等の理由から、注記事項を追加すべきでない。
- (3) 連結納税制度を適用して

る企業の子会社で有価証券報告書を提出している企業では、「税務上の繰越欠損金の繰越期限別の数値情報」の注記を求めべきでない

連結納税グループの単位の課税所得、すなわち、連結納税主体の課税所得の見積額や利益情報が開示されていないことから、財務諸表利用者にとって有用な情報とはならない。

(4) 連結納税制度を採用している企業では、個別財務諸表における評価性引当額の内訳に関する数値情報は有用な情報とはならない  
連結納税制度を適用している場合、税務上の繰越欠損金の回収

可能性は連結納税グループの連結所得見積額を考慮して決定されるため、有用な情報とはならない。

事務局は、いずれのコメントも税効果会計基準一部改正案等を修正するに至らないと分析した。

これに対して、専門委員は事務局案におおむね賛成しているが、「作成者に開示項目の有用性が伝わっておらず、きちんと説明すべき」との意見が聞かれた。

\*

なお、「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」によると、税効果会計基準一部改正案等の最終基準化は2018年1月を予定しているとのこと。

# 共通支配下の企業結合について議論

—ASBJ、ASAF対応専門委

去る12月4日、企業会計基準委員会は第62回ASAF対応専門委員会を開催した。

今回は、12月7、8日に開催されるASAF会議の議題である「共通支配下の企業結合(Business Combinations under Common Control (以下、「BCUCC」))」のプロジェクトの範囲と会計処理方法について、主に議論された。

BCUCCプロジェクトの範囲  
IASBスタッフは、BCU

(連結か単体か)を作成するかによって、あるべき会計処理方法が異なるので、誰の観点から取引を考えるべきかを明らかにしたうえで、連結・単体の財務諸表双方におけるBCUCCの取扱い全般について議論を行い、基礎となる考え方を明確化すべきである、との発言案を示した。

## BCUCCの会計処理方法

IASBスタッフは、適用すべき会計処理方法を検討するにあたり、次の2つのアプローチを示して、意見を求めている。

アプローチ1: 取得法から検討を開始  
アプローチ2: 簿価引継法から検討を開始

ASBJ事務局は、議論を行うためには、まずこのプロジェクトの範囲に含まれる取引がどのような性質のものかを明らかにすべきとの発言案を示した。

## 専門委員の意見

これらの2つの発言案に対して、専門委員の「2つの発言案は同じような内容ではないか」との意見に、「まだ会計処理までの議論が至っていない旨を発言するつもり」と回答した。

他に、「事務局の発言案には異論はない。基本的な考え方を固めてから個別の議論に入ってほしい」などの意見が出された。

# 18号の修正項目、検討再開

—ASBJ、実務対応専門委

去る12月13日、企業会計基準委員会では第112回実務対応専門委員会を開催した。

## 経緯

ASBJは、3月に実務対応報告18号(以下、「18号」という)を改正した。その議論の過程では、2006年の18号制定以後、新規に公表されたIFRS・米  
国基準を対象に、修正項目として追加するかの検討も行われていた。しかし結果的に、3月の改正とは切り離し、あらためて検討することとされた。

今回、事務局による再検討の結果が示され、審議が行われた。

## IFRSに関する修正項目の見直しの方針

18号では、修正項目に関して、わが国の会計基準に共通する考え方との乖離という点が強調されるとともに、実務上の支障が生じるかを考慮することが示されている。

一方、現在のASBJではIFRSのエンドースメント手続(修正国際基準の検討)が行われ、わが国における会計基準に係る基本的な考え方との関係について検討が行われている。そこで、今後の18号の修正項目の

見直しに関する方針を、次のようにすることが提案された。

- (1) 基本的にIFRSのエンドースメント手続を踏まえる。修正国際基準で、わが国における会計基準に係る基本的な考え方の観点で「削除または修正」を行ったもの(または、「削除または修正」には至らなかったが、重要な懸念が識別されたもの)を対象に検討を行う。
- (2) 検討対象について、①・②を考慮して、修正項目とするか否かを決定する。
  - ① 子会社の取引または残高の連結財務諸表に与える重要性
  - ② 実務上の実行可能性

事務局としては、この方針を周知することで、IFRSのエンドースメント手続の結果によって18号の予見可能性が高まり、実務に安心・安定を与えることを意図しているようである。なお、すでに18号で修正項目とされている項目にまで適用することは想定していないとのこと。また、方針を18号に書き込むか否かは、今後の検討次第。

## 修正項目の見直しの再検討

前記の方針に基づき(または方針を米国基準に準用し)、次の項目について再検討が行われた。

- (1) IFRS
  - ① 資本性金融商品のOCIOオプションに関するノンリサイクリング処理
  - ② 相場価格のない資本性金融商品への投資(非上場株式)に関する公正価値測定
  - ③ IFRS 9号「金融商品」(2014年)
  - ④ IFRS 15号「顧客との契約から生じる収益」
  - ⑤ IFRS 16号「リース」
  - ⑥ IFRS 17号「保険契約」
  - ⑦ ASU 2016-01における、株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理
  - ⑧ ASU 2014-09「顧客との契約から生じる収益」
  - ⑨ ASU 2016-02「リース」
  - ⑩ ASU 2016-13「金融商品—信用損失」

その結果、①について、実務上の実行可能性の対応を含む、より詳細な検討を今後行うこととされた。なお、⑤・⑥・⑨は、今後のIFRSのエンドースメント手続の結果を踏まえ、決定することとされた。

# 年次改善2015—2017年サイクル、公表

—ASB

去る12月12日、IASBは、「IFRS基準の年次改善2015—2017年サイクル」(以下、「年次改善」という)を公表した。

今回の年次改善は4基準・4項目であり、主な内容は次のとおりである。

- IFRS 3号「企業結合」およびIFRS 11号「共同支配の取決め」…従来保有していた共同営業に対する持分
- 事業の定義を満たすような共同営業に対する支配を獲得した場合、または共同支配を獲得した場合に、従来から保有していた共同営業の資産および負債に対する持分の会計処理を明確にしている。

共同営業である事業の支配を獲得する場合には、段階的に達成される企業結合の定めを用いることが明確化され、従来保有していた共同支配の資産および負債に対する持分は、公正価値で測定することになる。

一方で、共同営業である事業の共同支配を獲得する場合には、従来保有していた共同営業の資産および負債に対する持分は再測定しない。

- IAS 12号「法人所得税」…資本に分類される金融商品に関する支払に係る法人所得税
- 配当に関する法人所得税の影響は、分配利益を生み出した過去の取引または事象に直接的に関連するものと考えられる。したがって、過去の取引や事象が、純損益、その他の包括利益、または資本のどの区分に認識されたかに応じて、それらに関連する法人所得税の影響を同じ区分に認識することになる。

IAS 23号「借入コスト」…資産化の要件を満たす借入コスト

IAS 23号は、企業が一般借入を行い適格資産の取得に充てる際に、資産化する借入コストとする金額をどのように決めるかを定めている。適格資産を意図した方法で使用する、または売却する準備ができた時点で、当該適格資産を取得するためになされた借入金特定借入でなく、一般借入として扱うことが明確にされた。

**適用期日**

2019年1月1日以降開始する事業年度から適用されるが、早期適用も認められている。



この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年12月6日	実務対応報告公開草案第53号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」	ASBJ	仮想通貨交換業者の登録制の導入を受けて、仮想通貨の会計処理等を明らかにするもの。コメント期限は、2018年2月6日まで。 <a href="https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2017/2017-1206.html">https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2017/2017-1206.html</a>	2018年1月1日号 情報フラッシュ参照
2017年12月7日	実務対応報告公開草案第54号「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い(案)」	ASBJ	マイナス金利に関する退職給付債務等の割引率の取扱いを定めた実務対応報告34号を、当面の間、適用するとするもの。コメント期限は、2018年2月7日まで。 <a href="https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2017/2017-1207.html">https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2017/2017-1207.html</a>	2018年1月1日号 情報フラッシュ参照

## イーロドカーブの形状修正を探る日銀

金融

日銀の黒田総裁の任期は来年4月8日までで、再任がなければもちろんだが、再任されるつもりであっても、5年間の任期の区切りを意識した政策を考えるものと思われる。

就任時に「大胆な金融政策」とされた金融緩和策は、どこまで成果を収めたのだろうか。当初2年間で物価上昇率2%の実現を打ち出した金融政策は、直近の2017年10月分で見ると、生鮮食品およびエネルギーを除く総合指数では前年同月比プラス0.2%だった。一時マイナス圏まで落ち込んだ2016年からみるとデフレからの回復過程にみえるが、2%の目標から程遠いことには変わりない。もちろん、残りの任期4カ月でこの目標達成は現実的ではなく、これまでの大規模な金融緩和策のマイナス面を修正する政策を施すことになりそうだ。その1つが、11月13日にスイスのチューリッヒ大学で行われた黒田総裁の講演で言及され、一般に注目されるようになった「リバーサル・レート」の議論だろう。これは、金利を下げすぎた結果、銀行の預貸金利ザヤの縮

## 2018年、景気と株価はどうなる?

2017年、世界主要国の株式市場は秋以降、同時株高となり、年末の株価は前年比20%以上の上昇率である。終わりにくればすべてよし(中国はやや例外)、というところだろう。

ただし、P E Rが20倍を超えるような過熱圏に達した市場は皆無といえ、実体景気と株式市場のバランスは崩れていない。2018年もまず株価上昇の持続を期待してよい。ただし、前提として世界の景気と企業収益の見通しが安心できることが必要だ。2017年の日米経済に

トに焦点が当たった。

その後、黒田総裁はリバーサル・レートについて「学術的な事例の1つ」と付け加えたようだが、少なくともマイナス面の1つとしてリスクの認識を示したことは変わりなく、イーロドカーブの形状を修正する政策に思惑が生じている。

現在この意味では10年ゾーンの金利をゼロ近傍に誘導するだけであるが、2018年は4月に向けて、この水準の引上げや他にも中長期の利回りに影響を与える追加の政策が現実味を帯びる可能性もある。

としてはならない。

現在、株価は日米連動が避けられないが、為替相場が大きくドル安・円高に振れると、日米の株価は反対に動く(米株高・日株安)ことが多く、連動といっても主導権はアメリカにある。

アメリカではFRBが金融政策の方向転換を図って3年経ったが、利上げの実施は計画より遅れ気味で、市中金利は上昇せず、金融政策の実体経済への影響はほとんど感じられない。日米とも失業率が大きく低下、人手不足が強まっているのに、賃金、物価の上昇が進まず、米政策当局に「謎」といわれる状況が続いている。この謎は結局、株価上昇に働いたと考えられる。

2018年も物価が上がり、利上げを実施しても市中金利が上がらない、という状況が続けば株高基調は崩れず、これが変わると株高は終わる。それはただちに日本市場に波及し、日本の株高も終わる。

このほか、株高持続期待に与えるリスクとして、引き続き北朝鮮情勢に代表される地政学の問題、中国の金融政策の余波などが指摘されるが、最も警戒すべきは就任2年目を迎えるトランプ米大統領の政策姿勢ではないか。何しろ振れ幅が大きく、関係諸国に大きなショックを与えるからだ。